

平成 28 年 12 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社オークファン
代表者名 代 表 取 締 役 武永 修一
(コ ー ド 番 号 3674 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経営管理部長 濱田 淳二
(TEL 03-6809-0951)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、本日関東財務局に提出いたしました平成 28 年 9 月期（以下「当事業年度」といいます）の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備があり当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、平成 28 年 9 月に、平成 27 年 9 月期及び平成 28 年 9 月期における他社との売上高 30 百万円営業利益 3 百万円の特定の取引及びその類似取引について、当時会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人から追加的な監査手続の実施を申し入れられました。その後、監査役会の調査では重要性が低いと思われる取引も含めて全ての類似取引についても調査対象範囲を広げ、監査役会及びその下部組織として社外の専門家を入れたワーキンググループで調査を行ってまいりました。

本調査の報告を受け、当社は平成 27 年 9 月期以降の決算を訂正しており、平成 27 年 9 月期の有価証券報告書、平成 28 年 9 月期第 1 四半期から平成 28 年 9 月期第 3 四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出いたします。

これら訂正は、当社の BtoB 取引の収益認識に係る業務プロセスに不備があったもので、内部統制の脆弱性に起因するものと認識しております。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、監査役会下部組織のワーキンググループが認定した事実と原因分析に基づいた再発防止策の提言を真摯に受け止め、調査報告等を踏まえた以下の再発防止策を講じてまいります。

(1) コーポレート・ガバナンスの強化

- ① 社外取締役機能の強化
- ② 監査役増員による業務監査の強化
- ③ 審議機関の設置
- ④ 内部監査室の設置

(2) コンプライアンスに対する役職員の意識向上を図る施策の実施

(3) 社内における業務管理体制の強化

- ① 営業部門における証憑取得手続の見直し
- ② 売上計上手続きの見直し
- ③ 内部監査室による監査強化
- ④ 人員配備の改善にかかる施策

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、平成 28 年 9 月期の有価証券報告書に反映させており、連結財務諸表及び財務諸表に与える影響はありません。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上